

生徒・保護者のみなさんへ お知らせ 令和2年度 授業料支援補助金の申請手続きについて

制度について

大阪府では、国の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」)を交付することにより、保護者が負担する授業料が以下の表のとおりとなるよう支援しています。

ランク	モデル世帯の年収めやす ※1	世帯の子どもの人数	所得判定基準額		保護者が負担する授業料 ※4 (授業料が60万円の学校の場合)	
			(6月分まで)所得割額 ※2	(7月分から)課税標準額×6%－調整控除額 ※3	全日制高校等	通信制高校
A	590万円未満	1人	257,500円未満	154,500円未満	実質無償	年間30単位まで実質無償 ※7
B1	800万円未満		418,500円未満	251,100円未満	20万円	就学支援金を差し引いた額
B2					10万円	
B3		実質無償				
府補助金対象外	1人	507,000円未満	304,200円未満	就学支援金を差し引いた額		
C1	2人 ※5			30万円 ※8		
C2	3人以上 ※6			10万円 ※8		

- ※1 モデル世帯とは、4人世帯(夫婦どちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人))の世帯です。年収はあくまでめやすです。実際は※2、※3のとおり、市町村民税・道府県民税の税情報をもとに所得判定を行います。
- ※2 令和元(平成31)年度の市町村民税所得割額と道府県民税所得割額の合算額(保護者全員分)
- ※3 令和2年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)
(政令指定都市に課税されている場合は、調整控除の額に4分の3を掛けて計算します。)
- ※4 表中の金額は1年間同じランクである場合の負担額です。年度途中でランクが変わった場合は、このとおりではありません。
- ※5 同じ保護者に扶養されている子どもが2人いる世帯(多子世帯)です。(詳細は3ページに記載しています。)
- ※6 同じ保護者に扶養されている子どもが3人以上いる世帯(多子世帯)です。(詳細は3ページに記載しています。)
- ※7 年間の支給対象単位数の上限は30単位ですが、通算の支給対象単位数の上限は74単位です。
- ※8 授業料が60万円を超える場合は、その超えた額と上記負担額の合計額が保護者の負担額となります。

受給要件

授業料支援補助金を受給するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 生徒が国の就学支援金を受給していること。
- ② 生徒が、令和2年10月1日に大阪府教育長が指定する“就学支援推進校”に在学していること。
(この学校は就学支援推進校に指定されています。)
- ③ 生徒と保護者全員が、令和2年10月1日に大阪府内に在住していること。
(保護者のうち1人が単身赴任により住民票を大阪府外に異動している場合は、勤務先からの辞令の写しの提出があり、その保護者の生活の本拠が大阪府内にあると認められる場合は、その保護者は大阪府内に在住しているとみなされます。)

提出期限

申請書類については、必ず期限までに提出してください。

学校の定める期限

※期限までに必要書類の提出がない場合、授業料支援補助金を受給できないことがあります。
期限までに必要書類を提出できない特別な事情がある場合は、学校へ連絡してください。

「保護者」について

- ・ 授業料支援補助金における「保護者」とは原則「生徒の親権者」です。(生徒との同居・別居を問いません。)
- ・ 所得判定は、保護者全員の市町村民税・道府県民税の税情報に基づき行います。
- ・ 国の就学支援金の申請において、保護者全員の所得判定に係る書類(マイナンバーカードの写しや課税証明書等)を提出できない場合は、授業料支援補助金の申請はできません。
- ・ 保護者に関して特別な事情がある場合は学校へご相談ください。

全員提出が必要な書類

申請の有無に関わらず、必ず提出してください。

○ 授業料支援補助金の申請に関する確認書(5ページ)

- ・ 「1. 申請について」の、申請します／申請しません のどちらかに☑を入れてください。
- ・ 「申請します」に☑を入れた場合
 - 「2. 添付書類に関する事項」のあてはまる項目に☑を入れて、必要な添付書類を確認してください。4ページの「授業料支援申請書」も忘れず記入してください。
- ・ 「申請しません」に☑を入れた場合
 - 「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」のあてはまる理由に☑を入れてください。4ページの「授業料支援申請書」の記入は不要です。

申請に必要な書類

授業料支援補助金を受給するためには、次の書類を提出する必要があります。



授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金の判定結果を利用して行います。したがって、授業料支援補助金の申請のために、マイナンバーカードの写しや課税証明書等の所得判定に係る書類を改めて提出する必要はありません。

① 授業料支援申請書 (4ページの様式第1号の4)

記入例

内容を確認し、☑を入れてください。

保護者による代筆の場合は、
「(生徒との続柄) 代筆 (生徒氏名)」と
記入してください。
(例) 申請者(生徒): 大阪太郎
代筆者(母): 大阪花子 の場合
→ 「母代筆 大阪太郎」と記入してください。

授業料支援申請書				令和2年7月10日	
設置者名	学校法人 私学学園				
代表者名	私学 次郎 様				
大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、令和2年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。 ※保護者(父母)等による代筆も可能です。					
【申請者(生徒)に関する事項】					
申請者(生徒)の氏名	おおさか 太郎				
生徒氏名	姓	大阪	名	太郎	
生年月日	西暦 2004年4月2日				
住所	大阪府 大阪 中央区大手前3-1-43				
学校名	□□高等学校 (定員数) 通信制 課程 学年 級 番				
【保護者(父母)等に関する事項】					
保護者等氏名	おおさか 一郎		申請者(生徒)との続柄	父	
保護者等住所	〒 大阪府 市・区 町・村				
保護者等氏名	おおさか 花子		申請者(生徒)との続柄	母	
保護者等住所	〒 大阪府 市・区 町・村				
この申請についての電話番号	電話	012-345-6789	FAX	012-345-6780	
【添付書類に関する事項】					
課税証明書の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 就学支援金の支給資格認定がなされており(又は申請中であり)、保護者(父母)等の所得判定に係る書類(個人番号(マイナンバー)カードや課税証明書等)については、就学支援金の支給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付したため、この申請においては添付を省略します。				
【個人情報に関する取扱いについて】					
この申請に提出した個人情報については、次のとおり取り扱います。 ・ 学校内に「大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。))」に使用します。 ・ 本事業を所管する「大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会」に情報提供する場合に「同意」をします。 ・ 大阪府への情報提供は、「イン」を經由します。 ・ 国の就学支援金の申請のため、提出した個人情報を、本事業に活用します。					
上記の記載内容に相違ありません。 また、個人情報に関する取扱いについて同意します。					
				申請者署名	
				良識者等による代筆の場合は、「保護者(父母)等」の氏名、代筆、申請者(生徒)の氏名と記入してください。	
				母代筆	大阪太郎
学校交付日 年 月 日					

[②、③は多子世帯として申請する場合のみ提出してください。]

- ↳ 多子世帯の子の人数に19歳以上の子ども(※)が含まれない場合 … ②のみ提出してください。
 - ↳ 多子世帯の子の人数に19歳以上の子ども(※)が含まれる場合 … ②と③の両方を提出してください。
- ※ 19歳以上の子ども … 令和3年4月1日時点で19歳以上(平成14年4月1日以前生まれ)の方を指します。

② 健康保険証の写し (下のサンプルを参照してください。)

- ・ 申請者(生徒)本人を含む子ども全員分の健康保険証の写しを提出してください。
(ただし子どもが3人以上いる場合は、3人分の提出で結構です。)
- ・ 国民健康保険に加入している場合は、国民健康保険証ではなく、世帯全員の住民票(続柄の記載があるもの)を提出してください。

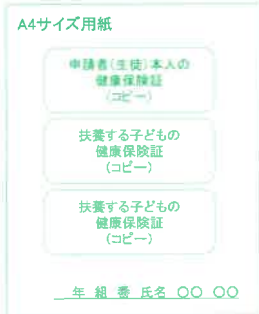
③ 在学(在校)証明書 (「多子世帯」の子の人数に19歳以上の子どもが含まれる場合のみ提出してください。)

- ・ 令和2年4月1日以降に発行されたものを提出してください。
- ・ 申請者(生徒)本人分の提出は不要です。
- ・ 在学(在校)証明書の代わりとして、学生証を提出することはできません。
- ・ いわゆる浪人生は、予備校等の在学証明書またはその子どもに対する教育費負担にかかる申出書を提出してください。

② 健康保険証



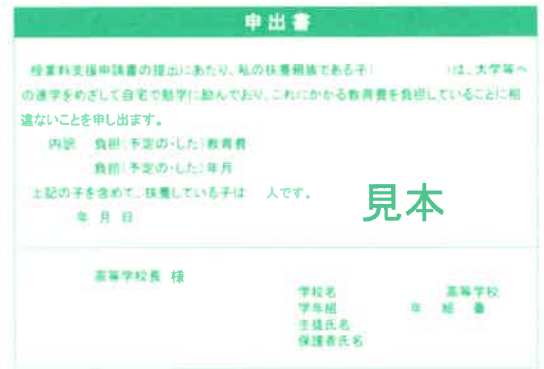
【健康保険証の写しの提出方法】



③ 在学(在校)証明書



いわゆる浪人生は、予備校等の在学証明書またはその子どもに対する教育費負担にかかる申出書を提出してください。
(申出書の様式については、学校へお問い合わせください。)



「多子世帯」とは...

所得区分がBランクまたはCランク(年収めやす590万円以上910万円未満)に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯については、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。(1ページの表を参照)
19歳以上の子どもについては、以下に該当する学校に在学している者に限り人数に含めることができます。

19歳以上の子どもが次の学校に在学している場合は、その子どもを「多子世帯」の人数に含めることができます。

<高校段階> 就学支援金の支給対象となる以下の学校

- ・ 国公立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
(専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。)
- ・ 公私立専修学校(高等課程)
- ・ 国公立高等専門学校
- ・ 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所
- ・ 「調理師法」にもとづく調理師養成施設
- ・ 「製菓衛生師法」にもとづく製菓衛生師養成施設
- ・ 「理容師法」にもとづく理容師養成施設
- ・ 「美容師法」にもとづく美容師養成施設

専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。

・ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)

<大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)

(いわゆる浪人生については、高等学校等卒業後1年間に限り人数に含めます。)

④ その他必要書類

詳しくは「授業料支援補助金の申請に関する確認書」(5ページ)の「2. 添付書類に関する事項」を確認してください。

様式第1号の4

学校整理欄	整理番号	
	区分(4~6月)	A・B1・B2・B3・C1・C2
	区分(7~3月)	A・B1・B2・B3・C1・C2

授業料支援申請書

年 月 日

設置者名

代表者名

様

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、令和2年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。

※保護者(父母)等による代筆も可能です。

【申請者(生徒)に関する事項】

ふりがな			
生徒氏名	姓		名
生年月日	西暦	年 月 日	
住 所	大阪府	市・町・村	
学校名	全日制・通信制 課程 学年 組 番		

【保護者(父母)等に関する事項】

ふりがな				申請者 (生徒) との続柄
保護者等氏名	姓		名	
保護者等住所	<input type="checkbox"/> チェック <input type="checkbox"/> 生徒と同じであるため 記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村	
ふりがな				申請者 (生徒) との続柄
保護者等氏名	姓		名	
保護者等住所	<input type="checkbox"/> チェック <input type="checkbox"/> 生徒と同じであるため 記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村	
この申請についての 保護者等連絡先	電話	FAX		

【添付書類に関する事項】

<input type="checkbox"/> チェック	就学支援金の受給資格認定がされており(又は申請中であり)、保護者(父母)等の所得判定に係る書類(個人番号(マイナンバー)カードや課税証明書等)については、就学支援金の受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付したため、この申請においては添付を省略します。
-------------------------------	---

【個人情報に関する取扱いについて】

<p>この申請に関し収集した個人情報については、次のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に使用します。 ・ 本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。 ・ 大阪府への情報提供は、オンラインを経由します。 ・ 国の就学支援金の申請のために提出した個人情報を、本事業に活用します。
--

上記の記載内容に相違ありません。
また、個人情報に関する取扱いについて同意します。

申請者署名

保護者等による代筆の場合は、
「(申請者(生徒)との続柄) 代筆 (申請者(生徒)の氏名)」
と記入してください。

学校受付日 年 月 日

⚠ この用紙は全員必ず記入し、学校へ提出してください。

授業料支援補助金の申請に関する確認書

年 組 番 生徒氏名

1. 申請について（必ずどちらかに☑を入れてください。）

授業料支援補助金の受給を 申請します 申請しません

「2. 添付書類に関する事項」と裏面の「授業料支援申請書」を記入してください。

「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」を記入してください。

2. 添付書類に関する事項（申請する場合のみ記入してください。）

下の①～④の事由にあてはまる場合は、それぞれ次に示す書類の提出が必要です。あてはまる項目すべてに☑を入れ、この用紙と併せて必要な書類を提出してください。（①～④にあてはまる事由がない場合は、⑤にチェック☑をしてください。）

チェック

① Bランク又はCランクに該当し、多子世帯にあてはまります。

→ 生徒本人分を含む子どもの健康保険証の写しを提出してください。
→ 19歳以上の子どもを人数に含める場合は、その子どもの在学(在校)証明書を提出してください。
※ 多子世帯の制度と必要書類の詳細については、3ページに記載しています。

② 2020年1月1日の住所が大阪府外です。
(令和2年度の市町村民税・道府県民税が大阪府外で課税されています。)

→ 申請時点で生徒・保護者が大阪府内在住であることを示す住民票の写しを提出してください。
(「住民票の写し」とは、市役所等から交付を受けた書面そのものを指します。(コピーの提出は不可))

③ 保護者のうち1人が、単身赴任によりやむを得ず他府県に在住しています。

→ 勤務先からの辞令の写しを提出してください。

④ その他特別な事情があります。

→ 学校から求められた書類を提出してください。

⑤ ①～④にあてはまる事由はありません。

→ この用紙のみ提出してください。(裏面も忘れず記入してください。)

3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由

あてはまる理由に☑を入れてください。

チェック

- 所得要件を満たさない(保護者の市町村民税・道府県民税の額が基準金額を超えている)ため
 府内在住要件を満たさない(生徒・保護者全員が大阪府内に在住していない)ため
 その他 ()

申請内容や住民税の額が年度途中で変わった場合

年度途中で次のような事情の変更があった場合は、補助金の支給額が変更になることがありますので、必ず、すみやかに学校へ連絡し、必要書類を学校へ提出してください。

※提出が必要な書類については、学校へご確認ください。

- 生徒・保護者が大阪府外へ転居した場合
- 保護者(親権者)に関する変更があった場合
 - [例]・離婚・死別等により、父母のどちらか一方のみが親権者となった場合
 - ・養子縁組(保護者の再婚に伴う養子縁組を含む)により、親権者に変更があった場合
 - 【注意】保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。
 - ・未成年後見人が決定された場合
 - ・生徒が結婚又は成人した場合
- 保護者の市町村民税・道府県民税の税額に変更があった場合
 - … 修正申告や更正の請求をしたことによる税の更正等により、市町村民税・道府県民税の税額が変更された場合(税額の変更により、授業料支援補助金をより高い金額で受給できるランクへ変わる場合は、税務署や市役所等から発出される市町村民税・道府県民税の額の変更が分かる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に学校へ連絡してください。15日を過ぎた場合、追加分を遡って受給することができません。)
- 保護者の扶養する私立高校生等の人数が3人以上になった場合(全日制高校等のみ(通信制高校を除く))
 - … 子の入学などにより、保護者が扶養する私立高校生等の人数が、生徒本人を含めて3人以上になったことで、多子世帯として申請できるようになった場合
 - ※ すでに多子世帯として申請している場合や、所得区分がAランク(1ページの表を参照)に該当する場合は、学校へ連絡する必要はありません。
 - ※ 多子世帯の詳細については、3ページに記載しています。

個人情報取扱い

国の就学支援金および本申請に関し収集した個人情報については、学校における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業に相互に使用するほか、本事業を所管する大阪府にオンラインを通じて情報提供します。

また、本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。

問合せ先

- 申請手続きに関する問合せ先 (申請書の記入のしかたや添付書類についてなど)
 - : 在学する学校
- 制度に関する問合せ先
 - : 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話 : 06-6910-8001 FAX : 06-6910-8005
 - : 大阪府 教育庁 私学課 授業料支援補助金担当 電話 : 06-6941-0351(代表) FAX : 06-6210-9276